

**AMAZING TOYAMA**



**第1次富山市公共施設マネジメント  
アクションプラン 実行編  
2018～2021**



**富山市**

# 目 次

## 第1章 実行編の概要..... 1

1. 第1次アクションプランの目標.....	1
(1) 重点的に推進する施設.....	1
(2) 施設更新費用の削減目標.....	2
2. 第1次における実行編の進め方.....	3
(1) 課題のある施設の抽出条件.....	3
(2) 機能維持の方針.....	4
(3) 再編整備方策.....	5
(4) 再編整備方策に基づく実行プロセス.....	6
3. 地域別実行計画の策定.....	7
(1) 策定対象地域.....	7
(2) 策定の内容.....	7
(3) 策定方法.....	8
(4) 策定手順.....	8
(5) 年次計画.....	8
4. 施設保全のマネジメント体制の構築.....	9
(1) 目指すべき今後の施設保全.....	9
(2) 長期修繕計画の策定.....	9
(3) 戦略的な施設保全に必要な考え方.....	9
(4) 戦略的な保全の全体像と進め方.....	10
(5) 保全の実行.....	11
(6) 部局横断的な体制づくり.....	11

## 第2章 見直しの方向性(施設一覧表)

### (参考) 施設概要

# 第1章 実行編の概要

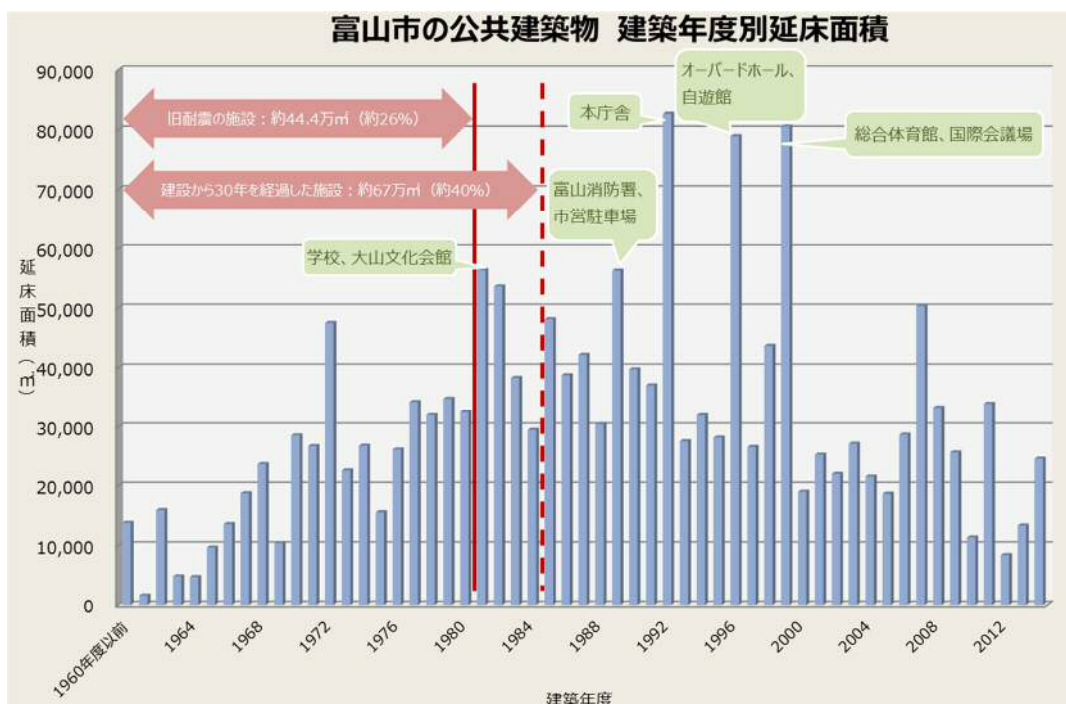
## 1. 第1次アクションプランの目標

### (1) 重点的に推進する施設

本市では、人口減少と超高齢社会の本格的な到来に伴い、今後ますます財政状況が厳しくなることが予想されており、このまますべての公共施設を維持し続けることは明らかに困難な状況となっています。

公共施設の現状としては、平成17年4月の市町村合併に伴い、庁舎やホール等の類似した機能を持つ公共施設を多く保有しており、人口1人当たりの公共施設の延床面積（平成27年3月末時点）が4.0㎡と中核市平均の3.2㎡を大きく上回っています。また、建設から30年以上経過した施設が全体の約40%を占めており、耐震化されていない施設も多く保有しています。

こうしたことから、第1次アクションプランにおいては、類似した機能をもった施設や老朽化が著しい施設、耐震化が行われていない施設の再編について、重点的に推進することを目標とします。



平成26(2014)年度までに整備された公共建築物の総面積		1,678,108 (㎡)
旧耐震基準の施設面積 (1981年以前の建築)	延床面積	444,414 (㎡)
	割合	26.5 (%)
建設から30年を経過した施設 (1985年以前の建築)	延床面積	670,351 (㎡)
	割合	39.9 (%)
市人口 (平成27年3月末時点)		418,979 (人)
人口1人当たりの公共建築物の延床面積		4.0 (㎡)

## (2)施設更新費用の削減目標

今後 40 年間の施設の大規模改修や建替等に必要な更新費用総額は、9,914 億円となり、年平均で 248 億円の投資が必要と推計されています。これは、これまでの投資実績（直近 5 か年度平均）166 億円を維持し続けたとしても、今後 40 年間で 3,288 億円、年平均で 82 億円の不足が見込まれることになります。

こうしたことから、3,288 億円の不足額を解消していくため、アクションプランの各期において、施設総量の縮減や施設機能の再編等を行った場合の最大の効果額を算出し、これを数値目標として掲げることとします。

### 【アクションプラン効果額の試算条件】

実行編第 2 章 見直しの方向性（素案）

#### ① 機能「継続しない」×再編整備方策「解体」「譲渡」

推計している更新費用全額について効果額に計上します。

#### ② 機能「継続」×再編整備方策「集約化」「複合化」

新たに整備を行う際に、既存建物の 8 割に面積を縮小できると仮定して、推計している更新費用の 2 割について効果額に計上します。

## 目 標

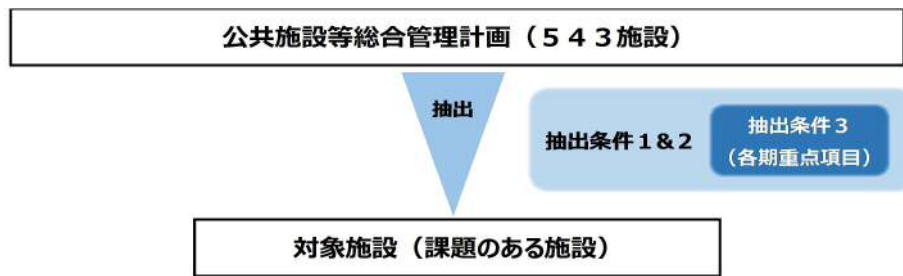
**1 次アクションプランにおいて、課題のある施設として抽出された施設について、解体、譲渡、集約化、複合化を進めることにより将来更新費用額を 378 億円削減します。**

なお、第 1 次アクションプランにおいては、実行編の対象とした施設の複合化・集約化や廃止を着実に実行した場合、最大で 378 億円の削減が見込まれ、これは不足額 3,288 億円に対し約 11.5%となります。

また、不足額を解消する方策は施設面積の縮減だけではなく、計画的な保全の実施により施設の長寿命化が図られることによる抑制効果や、財産の活用による歳入の確保、効率的な管理方法等による維持管理費等の縮減等、様々な方策を勘案し多様な手段を活用しながら、不足額解消に向けて再編を推進していきます。

## 2. 第1次における実行編の進め方

### (1) 課題のある施設の抽出条件



#### 抽出条件1

築年数が30年以上経過した施設、かつ、ポートフォリオ分析においてD分類となったすべての施設（なお、ポートフォリオ分析を行っていない施設は、「品質」、「供給・財務」のどちらか一方の偏差値が50未満と読み替える。）

#### 抽出条件2

施設の複合化・集約化、統廃合や利活用等、公共施設マネジメントの観点をもった、見直しの方向性が決定している施設であって、既に継続して見直しに取り組んでいる施設

#### 抽出条件3

第1次において、重点的に取り組む必要があると決定された施設

### ①旧庁舎を核とした施設機能の再編

合併前に庁舎であった行政サービスセンター・中核型地区センターについては、耐震化が行われていないことや建物の空スペースの増加が課題になっています。

各センターはそれぞれの地域の中心部に位置しており地域のシンボルとして親しまれてきた経緯があり、その周辺には、ホールや公民館、図書館等の公共施設が集中しており、地域住民の活動拠点となっています。

このため、各センターや周辺にある公共施設を含め、必要とする機能を改めて見直し、集約化や複合化の手法を用いつつ、各センターを核とした施設の再編を行うこととします。

### ②事務所等機能の廃止・集約化

市民に直接行政サービスを提供することを目的としない倉庫・書庫や、他の公共的な団体に対する貸付を目的とした施設が市域に点在しており、その維持・修繕費用の負担が課題となっています。

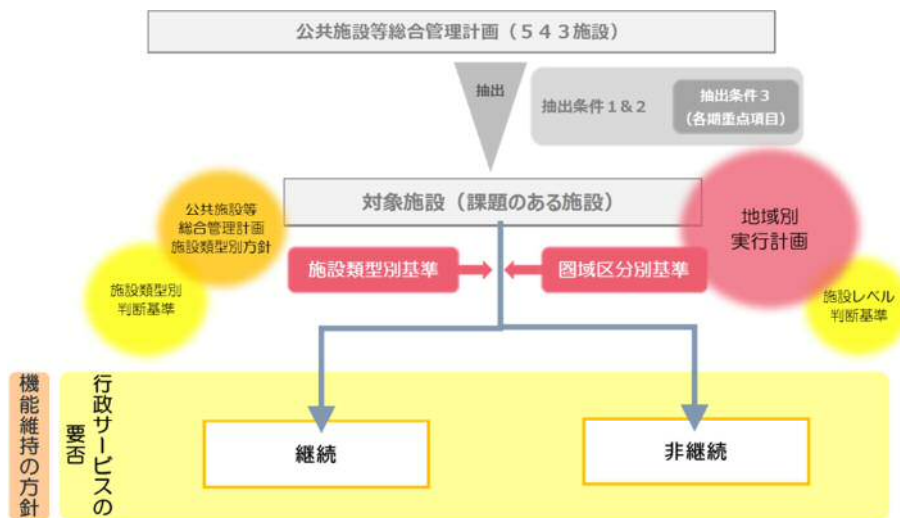
このため、今後は、役割を終えた公共施設の効果的な活用を推進するとともに、廃止や集約化を進め、負担の軽減を図っていきます。

### ③中核施設の長寿命化

総合体育館や芸術文化ホール等の中核施設については、今後も長期にわたり、政策的に重要な役割を担っていくことが求められており、財政的な視点から長期的に保全にかかる経費を縮減させていくとともに、各年度の経費を平準化させていくことが課題となっています。

このため、施設の機能が長く保たれるよう、長期的な計画に基づき、効率的かつ計画的な保全を行うことが必要となっています。

### (2)機能維持の方針



課題があるとされた施設が提供している行政サービス機能に着目し、当該機能の「継続」又は「非継続」の方針を決定します。

今後の機能維持の方針は、「施設類型別基準」と「圏域区分別基準」のそれぞれの客観的、政策的な視点により決定します。

ただし、「施設レベル判断基準」において、圏域区分を「地域」、「地区」と定めたものに対しては、地域に密着した施設であると判断され、再編に当たってはより地域の意見を反映することが必要であることから、「地域別実行計画」で決定された方針を優先します。



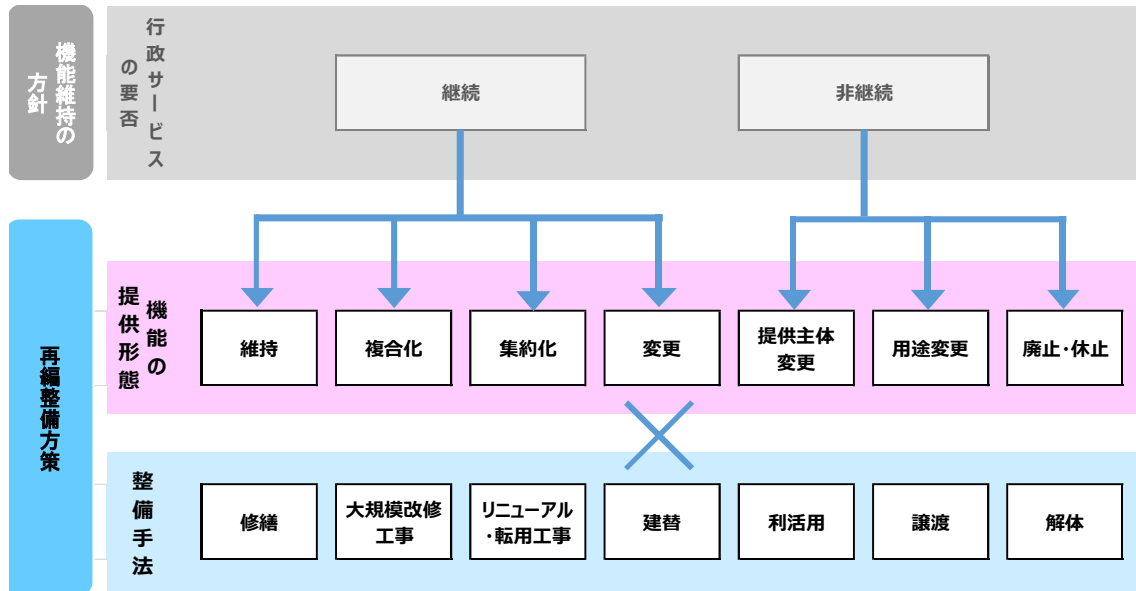
施設類型別基準		圏域区分別基準
客観的視点	政策的視点	客観的視点
アクションプラン戦略編に規定した「施設類型別判断基準」	総合管理計画に規定した「施設類型別方針」	アクションプラン戦略編に規定した「施設レベル判断基準」

※「地域別実行計画」が策定された地域では、地域密着施設については、この計画の方針を優先します。

圏域区分別基準
政策的視点
アクションプラン戦略編に規定した「地域別実行計画」

しかしながら、第1次策定時においては、「圏域区分別基準」のうち、住民の意見や地域の課題を反映した「地域別実行計画」が未策定であることから、それ以外の基準で機能維持の方針を決定することとします。

### (3)再編整備方策



再編整備の方策を決定するに当たっては、機能の提供形態（ソフト）と整備手法（ハード）それぞれの観点において、

- ①施設そのものが必要なのではなく、多様な主体により、サービスが維持されることが必要であるとの視点を持つこと
- ②特定の利用者だけの視点に偏らないこと

- ③現在市民のことだけでなく、将来市民の視点が反映されること
- ④維持管理経費のあり方について、受益者負担の視点も考慮されること
- ⑤施設が設置された背景や沿革をはじめ個々のまちが持つ広い意味での文化性などを踏まえて、真に必要なか否かを見極める視点を持つこと

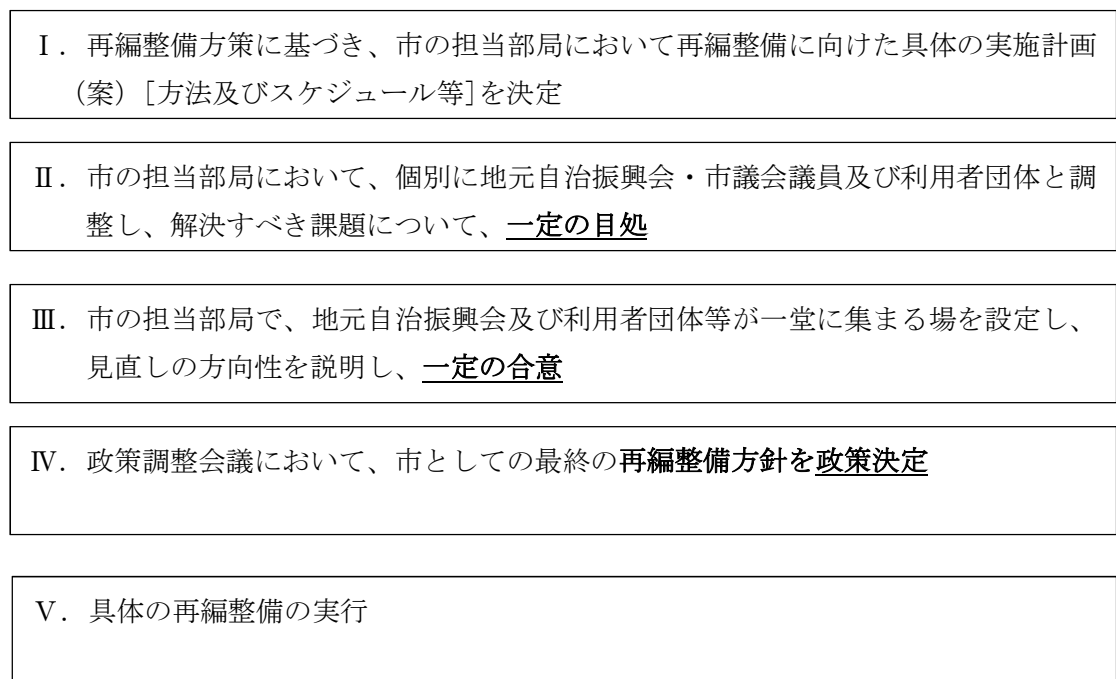
などを踏まえながら、効率的かつ最適な再編整備の方策を検討し、短絡的に一つの方策に絞り込むことなく、現時点で想定し得る複数の方策を検討することとします。

#### (4)再編整備方策に基づく実行プロセス

本市では、これまでも、平成24年8月に公共施設利活用検討チームにおいて策定された報告書に基づき、具体的な見直しの方向性のある施設については、地元や関係団体の皆さんと合意形成を図りながら、再編に取り組んできました。

第1次アクションプランで「課題のある施設」として抽出された施設の見直しにおいても、こうした経験やノウハウを引き続き踏襲し、今後、一定の合意形成が整った施設から、順次、具体的な再編整備方針を政策決定し、その内容については市議会に十分ご説明をしながら、再編整備を進めていくこととします。

[フロー図]



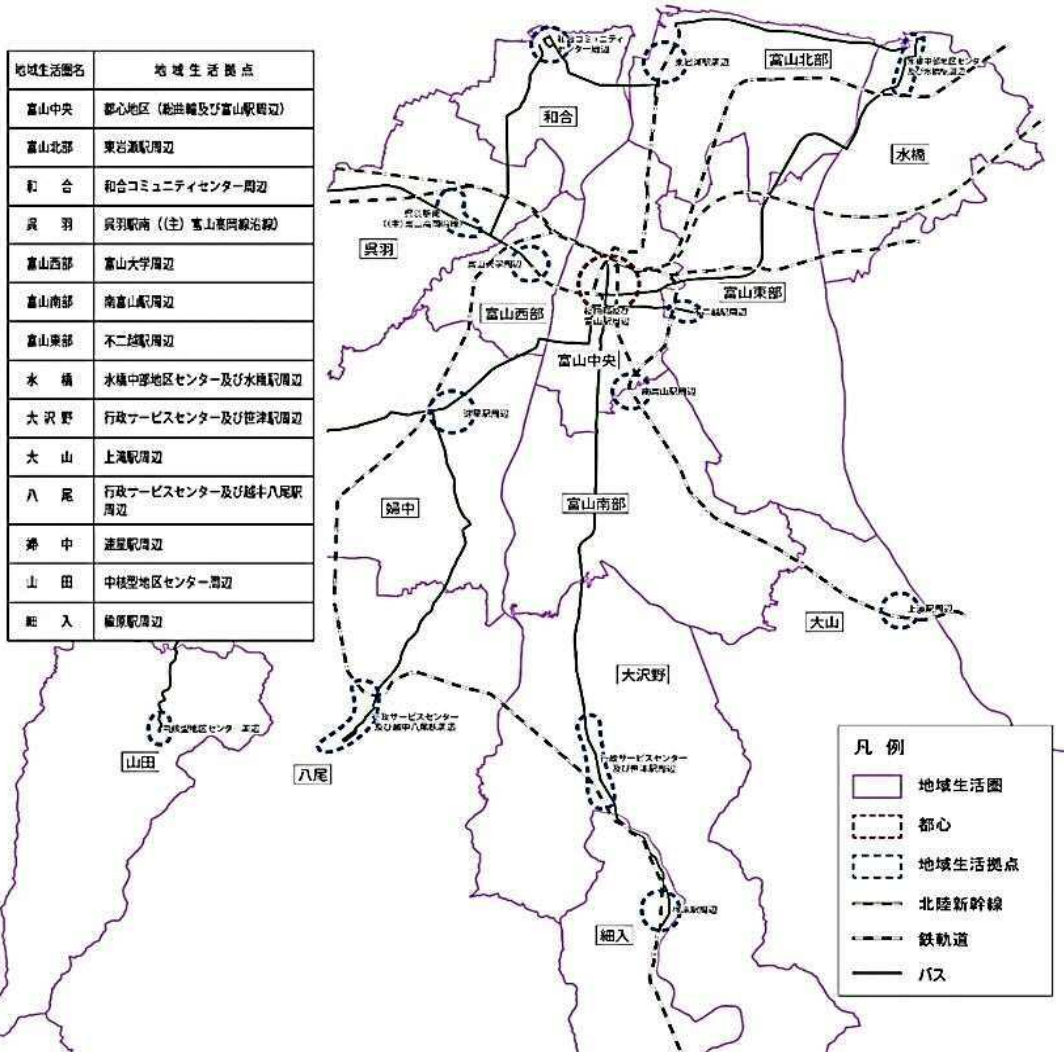


### 3. 地域別実行計画の策定

それぞれの地域生活圏域にある「地域」「地区」を対象圏域とする施設について、住民の意見や地域の課題を踏まえ、施設へのアクセスや提供するサービスなどが最適になるように、施設機能の複合化・集約化や、更新、廃止など検討し、地域の公共施設の再配置整備方針（案）を策定します。

#### (1) 策定対象地域

14 地域別に計画を策定



#### (2) 策定の内容

地域内での公共施設の最適な配置を目指し、個別施設ごとの再配置整備方針とスケジュールを策定します。

### (3)策定方法

住民代表によるワークショップや広報誌発行等の多様なコミュニケーション手段を用いて、住民の意向を反映させた計画を作成します。なお、地域の課題、まちづくりの課題を十分に反映させた計画とするために、富山市立地適正化計画との整合を図りながら計画づくりを行います。

### (4)策定手順

計画づくりは5つのステップで実施します。

- I 進め方の決定
- II 公共施設・まちづくりの課題の抽出の整理と総量縮減目標の設定
- III 課題の解決と目標実現のための施設再編案（複数案）の作成
- IV 再編案の比較検討
- V 再編案の絞り込みと計画策定

### (5)年次計画

地域別実行計画の策定については、今後の人口減少や厳しい財政状況等を踏まえた一定の制約のもと、地域住民の理解を得ながら住民代表によるワークショップ等の手段を用いて、住民の意向を反映させた計画を作成する必要があります。

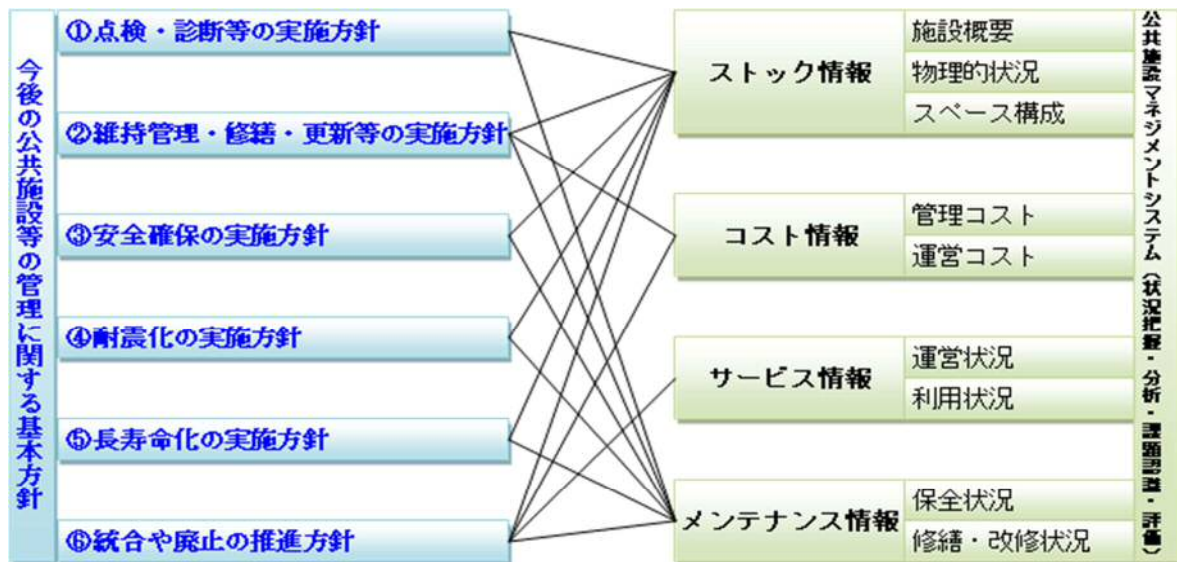
このため、一つの地域の計画にかかる時間や労力等を勘案しますと、一度にすべての地域の計画を策定することは困難な状況であることから、第1次においては、毎年度2地域程度を目途に優先度が高い地域から策定していくこととします。

#### [優先基準]

- I 全市的にみて、類似施設を多く保有している地域
- II 未耐震や老朽化が著しい施設を多く保有している地域
- III まちづくり・立地適正化計画の推進の観点から早期に取り組む必要がある地域

#### 4. 施設保全のマネジメント体制の構築

公共施設等総合管理計画で定めた戦略を実現するため、個別方針（①点検・診断等の実施方針 ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 ③安全確保の実施方針 ④耐震化の実実施方針 ⑤長寿命化の実実施方針）のより実践的な具体戦略を定めるとともに、施設のストック、コスト、サービス、メンテナンス等情報を分析・評価した結果に基づき、施設保全のマネジメントサイクルを確立し、横断的にマネジメントする体制の構築を進めていきます。



公共施設等マネジメント戦略イメージ図（公共施設等総合管理計画より）

##### (1) 目指すべき今後の施設保全

厳しい財政状況の中、ファシリティマネジメントの観点をもって、不具合等を未然に防ぐため一定期間で修繕等を行う「時間基準保全」や、劣化診断等に基づき修繕等を行う「状態監視保全」、実際に不具合等が起こった後に修繕等を行う「適切な事後保全」等の保全手法を戦略的に組み合わせることにより、効果的な施設保全を目指します。

##### (2) 長期修繕計画の策定

LCC（ライフサイクルコスト）シミュレーション、公共施設再編の方向性、施設用途やその役割に応じて、中核となる施設を決定し、LCCを踏まえた長期修繕計画を策定し、計画的な保全に努めていきます。また、長期修繕計画を策定しない施設についても、耐用年数以上に利用できるよう保全に努めていきます。

##### (3) 戦略的な施設保全に必要な考え方

施設の点検結果や劣化状況等の情報を一元管理し、施設所管課だけでなく、公共施設マネジメントや保全部局等の関係部局で情報の共有を図ります。

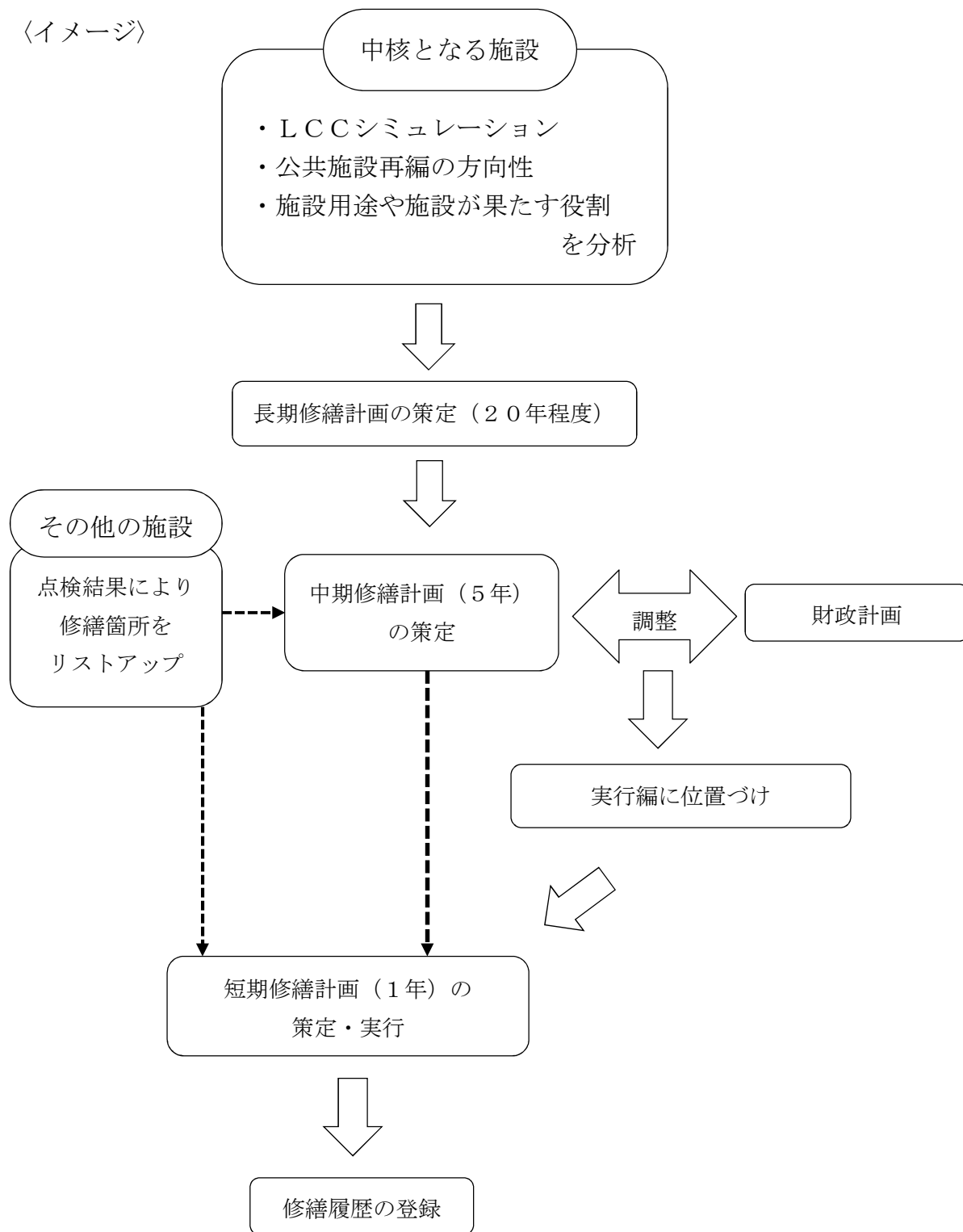
また、施設の再編整備方策を検討する際には、それらの情報を基に、修繕や大規模改修、リニューアル、建替等の整備手法を適切に選択します。

さらに、財政計画とも整合性を図る必要があります。このため、アクションプランの各期を策定する段階で、調整を図る必要があります。

#### (4) 戦略的な保全の全体像と進め方

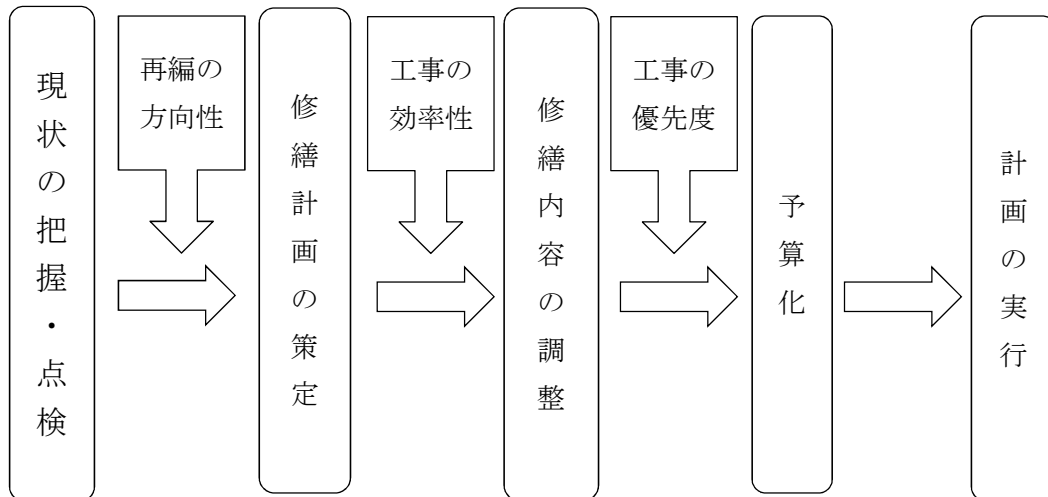
戦略的な保全の全体像については、次の手順をイメージします。

〈イメージ〉



## (5) 保全の実行

短期修繕計画にリストアップされた個別の保全計画について、再編の方向性や工事の効率性、工事の優先度等を総合的に勘案して、財源との調整を図りながら、市として優先順位を考慮しながら、実施していく仕組みを構築していきます。



## (6) 部局横断的な体制づくり

今後、施設の保全を計画的、効率的に行っていくために、庁内全体を見渡す司令塔となる公共施設マネジメント所管部局が総合的かつ長期的な視点をもって、保全部局、財政部局、施設所管課と連携できるような体制を構築していきます。

※「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が平成31年4月30日に施行されますが、本プランの作成時点においては、「元号を改める政令」が公布されていないことから、同日以降の表記についても、便宜上「平成」の元号を使用しています。